

平成 30 年 11 月 1 日

月例競技参加者 各位

月例競技参加規定変更について

平成 31 年 一般社団法人関東ゴルフ連盟 1 月月例競技より

「月例競技参加規定 第 4 項 参加資格ならびに月例競技参加規定細則 第 3 項 参加資格喪失」は下記の通り変更となります。

記

■ 月例競技参加規定

4. 参加資格

(現行) JGA/USGA ハンディキャップインデックスが男子:3.4 まで、女子:9.4 までの次のいずれかに該当するアマチュアゴルファーとする。

(変更) JGA/USGA ハンディキャップインデックスが男子:6.4 まで、女子:12.4 までの次のいずれかに該当するアマチュアゴルファーとする。(以下変更なし)

■ 月例競技参加規定細則

3. 参加資格喪失

(1) 欠場、遅刻、早退の場合

(現行) a. 競技日前日までに欠場を届け出た者は 1 回、当日届け出た者は 2 回、無断欠場は 7 回の出場停止とする。

(変更) a. 競技日当日欠場を届け出た者は 1 回、無断欠場は 7 回の出場停止とする。

(2) 競技成績による場合

(現行) b. 棄権者および失格者は 2 回出場停止とする。

(変更) b. 棄権者および失格者は 1 回出場停止とする。

詳しくは、一般社団法人関東ゴルフ連盟ホームページ競技情報より平成 31 年度月例競技【参加規定】をご参照ください。